風水害対策編第 2 章

災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

第1 基本方針

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地に何本もの中小河川が走り、上川沿いに河岸段丘が 形成されており、その両側を中心に何箇所もの急傾斜地があり、集落は山際に多く点在して いる。河川が急峻で、鉄砲水による災害や集中豪雨による氾濫が予想される。これらの特性 に配慮しつつ、適切な防災対策を進めるとともに風水害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設風水害の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、 計画的な推進を図り、風水害に強いまちを形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

- 1 風水害に強い都市基盤づくり
 - (1) 現状及び課題

本市は、急峻な地形、急勾配の河川を多く有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、風水害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(市全部局)

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、 地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命、身 体、財産を保護することに十分配慮する。
- (4) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に 努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い郷土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、 治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的 に推進する。
 - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
 - b 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施 設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土 砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、 住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - c 台風、集中豪雨に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり、防 止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林 の造成を図る。

- d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による 風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、 その適切な維持管理に努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン 等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまち づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(市全部局)

- (ア) 風水害に強いまちの形成
 - a 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・ 伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情 報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円 滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。
 - b 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止する ため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な 措置をとる。
 - c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。
 - d 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路 網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路につ いて、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁 止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
 - e 以下の事項を重点として、総合的な風水害対策を推進することにより、風水 害に強いまちづくりを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市 的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 河川、下水道について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、 雨水渠等の建設等の推進
 - (c) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、 盛土抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる 流域の保水・遊水機能の確保
 - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による安全な土地 利用の誘導、風水害等の避難体制の整備の促進
 - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における 砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災 害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・ 風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

- (f) 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を 解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等 の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対 策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (g) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
- (h) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、 地すべり防止施設の整備
- (i) 農業用用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における 排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (j) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面防護方式 のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
 - a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な 施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮 する。
 - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、 基準の遵守の指導等に努める。
 - c 強風による落下物の防止対策を図る。
 - d 建築物等の浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a 上下水道、廃棄物処理施設等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、 系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (エ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興 を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員及び 市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、 公共用地等の活用を図る。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進める ことにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
 - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の 管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築 し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数のものが利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

- (イ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a 上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図る とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものと する。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。
- (ウ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興 を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員個々 の防災力の向上を図るものとする。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当た り、公共用地等の活用を図るものとする。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進める ことにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
 - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の 管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築 し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

3 災害危険区域の把握

(1) 現状と課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所(長野県建設部所管)6箇所、地すべり危険地区(長野県林務部所管)1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険渓流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所で合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所 2 5 箇所、急傾斜地危険箇所 3 0 箇所で合計 5 5 箇所が把握されている。

これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるの

で、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

〔資料8〕 茅野市災害危険個所調査一覧表

〔資料9〕 長野県防災計画における災害危険個所一覧表

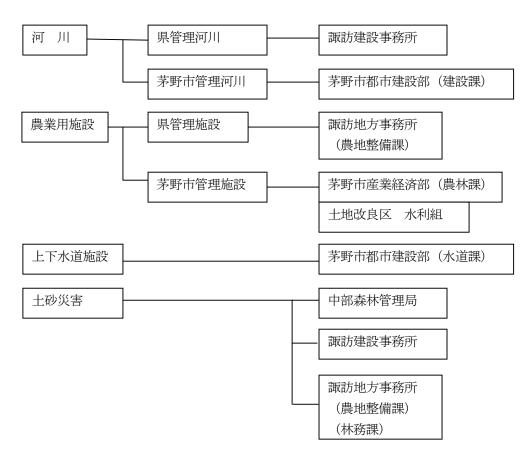
(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】 (都市建設部、産業経済部、企画総務部) 災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

	火音の不然例正のため、	次の担目区分により厄陝固別の調査·	と11 り。
(7)	土砂災害警戒区域 (うち土砂災害特別警戒区		
(1)	地滑り危険箇所	農林水産省所管のもの	産業経済部
		国土交通省所管のもの	都市建設部
(ウ)	急傾斜地崩壊危険箇所	農林水産省所管のもの	産業経済部
		国土交通省所管のもの	都市建設部
(I)	土石流危険箇所	農林水産省所管のもの	産業経済部
		国土交通省所管のもの	都市建設部
(1)	浸水想定区域	国土交通省所管のもの	都市建設部
(力)	重要水防区域		都市建設部
(‡)	水防上重要な水門及びた	め池 消防署・産業経済部	• 都市建設部
(7)	道路橋梁など		都市建設部

(ケ) 危険物貯蔵所…………………………………………………………消防署

(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報、注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害の直前活動」の「災害情報伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように体制の整備を図る。

ア 【市及び県が実施する計画】 (企画総務部)

気象台からの情報収集の他、茅野市防災気象情報システムや長野県砂防情報ステーション等を 活用し、災害の未然防止活動体制を速やかに図るようにする。

イ 【関係機関が実施する計画】 (長野地方気象台)

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

ア 市は、風水害により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画を作成しておくものとする。 イ 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準、土砂災害警戒情報を用いてあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第11節「避難収容活動計画」参照

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に、適切な災害未然防止活動を実施で きるよう以下のような体制の整備を行う。

- ア 所管施設の緊急点検体制の整備
- イ 応急復旧のための体制の整備
- ウ 防災用資機材の備蓄
- エ 水防活動体制の整備(水防管理者)

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 災害発生直前対策

- オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成(河川、農業用 排水施設管理者)
- カ 災害に関する情報についての市との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求めらるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市及び防災関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に務め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を図る。

第3 計画の内容

- 1 情報収集・連絡体制の整備
 - (1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。 市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相 互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (市全部局)

- (ア) 被災状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて 実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (4) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設(地区コミュニティセンター、学校、公民館等)を情報通信の拠点とした情報ネットワークの整備について研究する。
- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (オ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。
- (カ) 茅野市防災気象情報システムによる雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合に は、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕 組みの構築に努める。
- (ク) 市防災行政無線の使用について職員に訓練を実施する。

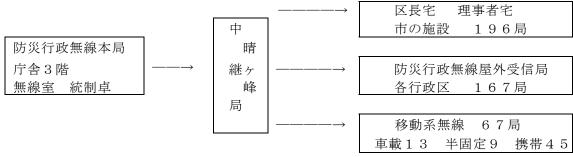
〔資料 13〕 茅野市防災行政無線設置状況

[資料 14] 区内放送施設設置状況

○無線通信施設管理運用部課

無線機	管理・運用	備	考
長野県防災行政無線	企画総務部防災対策課		
茅野市防災行政無線	危機管理室防災対策課		
消防無線	消防署		
水道無線	水道部水道課	車載11	携帯 6

○防災行政無線の状況



イ 【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定するものとする。 (危機管理部)
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。 (危機管理部)
- (ウ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。 (建設部)
- (エ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な 運用を推進するものとする。 (危機管理部)
- (t) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。 (警察本部)
- (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布するものとする。(危機管理部)
- (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報管理システム」の構築を研究する。 (危機管理部)
- (1) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者 等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

エ 【市民が実施する計画】

自主防災組織の平常時の活動を活発化し、情報収集及び連絡担当者等をあらかじめ定めておくものとする。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に務めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知を図

る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するよう努める。

3 通信手段の確保

災害対策にとって、情報収集は欠くことのできない前提条件であり、情報通信施設が被災した場合、情報網の混乱が予想される。そのため情報通信手段は多ルート(地上系・衛星系等)で設定することが求められる。

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 同報系無線及び移動系無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。
- (イ) 通信施設の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。 加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定する。
- (ウ) 市役所と集落とを結ぶ双方向の地域防災行政無線等防災行政無線の整備を図る。
- (エ) 災害時にアマチュア無線、タクシー組合等の協力により、災害時応援協定の締結 を実施するなど、情報の提供得られるシステムを構築するように努める。

[資料15] アマチュア無線による災害時応援協定

- (オ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (カ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の緊急対策機器の整備を図る。
- (キ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (ク) 災害対策本部設置時の通信施設(電話等)の配置計画をする。

イ 【県が実施する計画】

(7) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑 な通信の確保を図る。

(危機管理部)

- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。(危機管理部)
- (ウ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を 図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を 瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。
- ウ 【関係団体が実施する計画】 (NTT) 災害時優先電話の計画的な整備をする。

〔資料 18〕災害時優先電話リスト

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員の配置活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 茅野市防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

- 1 職員の参集・活動体制
- (1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手 が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(市全部局)

- (7) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び 参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。ま た、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (イ) 茅野市災害応急対策職員行動マニュアルに従い、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、必要に応じて見直しを行う。またマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門 家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

イ 【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化するものとする。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行うものとする。
- (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない 参集方法を検討するものとする。
- (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門 家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。
- (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図るものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】(全機関)

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参 集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するもの とする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (4) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要であることから、茅野市防災会議等の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

災害対策基本法第16条に基づき、茅野市防災会議を設置し、市の災害特性および地域特性に対応した茅野市防災計画及び地域災害の特色を考慮した風水害対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議(危機管理部)

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。防災会議は、知事を会長とし、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

(イ) 災害危険地域対策部会(建設部)

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等 に努める。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 活動体制計画

さらに、市庁舎が防災機能の中枢施設になるため、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

防災中枢機能を果たす防災拠点のあり方を検討し、計画的に設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

- (7) 災害対策本部となる市庁舎の点検を実施し施設設備の安全性を確保する。 また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築を図る。
- (4) 庁舎被災時におけるバックアップ機能の点検、補強を進めるとともに、バックアップ機能作動下での対策本部の設置訓練等の実施を図る。
- (ウ) 市有施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強、整備等を行う。
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ 【諏訪広域消防が実施する計画】

消防活動の中核としての機能を確保するため、消防庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、安全性の確保に努める。また、市と連携して市内の消防署所の防災機能の強化を図る。

ウ 【県が実施する計画】(総務部、市民環境部)

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。(総務部)
- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室 (防災センター) 県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、 電気設備、通信設備等防災関係機能の強化を図る。 (危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備を検討する。 (危機管理部、総務部)
- (オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の 強化を図る。(警察本部)

エ 【防災関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化 し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【市、県及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に 多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつ つ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期 に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる 人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(全部局)

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・ 点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・ 検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。
- (4) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・ 点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・ 検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村間及び消防機関相互等において、 応援協定を締結し、平常時からの連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速 かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 姉妹都市等との相互応援体制の確立を図る。
- 5 公共機関及びその他事業等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

- 1 防災関係機関相互の連携体制整備
- (1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【市、県及び関係機関が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めて おくなど、必要な準備を整える。
- (イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような 体制等の構築について検討する。

2 市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

現在、県内市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時応援協定」 が締結され、諏訪広域6市町村間でも「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援 協定」が締結されているほか、姉妹都市とも応援協定が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

協定名	協定先	協定日
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域6市町村間	Н7. 8. 22
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村間	Н8. 4. 1

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部)

- (ア) 「長野県市町村災害時相互応援協定」、「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互 応援協定」に基づく応援体制の強化に努める。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に 要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらか じめ定める。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の 要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生 した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町 村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。
- イ 【県が実施する計画】(危機管理部) 県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図るものとする。
- ウ 【関係機関が実施する計画】 (県市長会、県町村会、県消防協会) 県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協 定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

協定名	協定先	協定日
長野県消防相互応援協定	県内市長村、消防本部	Н 8.2.14
消防相互応援協定	峡北広域行政事務組合	S60.1. 1
中央高速道路消防応援協定		S63. 8. 3

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】 (企画総務部)

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 広域相互応援計画

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本 部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防隊 受援計画」に基づき、速やかに受入れ体制を整えるものとする。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。
- ウ 【関係機関が実施する計画】(県市長会、県町村会、県消防長会) 県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進 するものとする。

4 姉妹都市等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

姉妹都市等である神奈川県伊勢原市、岡山県総社市、千葉県旭市、千葉県浦安市と の応援協定が締結されている。また、甲州街道沿線12市間において協定が締結され ている。

これらの協定により、他都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

協 定 名	協定先	協定日
災害時における相互応援協定に関する協定	岡山県総社市	Н8. 11. 11
災害時における相互応援協定に関する協定	千葉県旭市	Н9.11. 1
災害時における相互応援協定に関する協定	神奈川県伊勢原市	H19.1.19
災害時における相互応援に関する協定	千葉県浦安市	H24. 10. 22
大規模災害時等における相互応援に関する協定	甲州街道沿線12市間	Н8. 12. 1

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

(ア) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定め

るよう努める。

- (4) 関係市の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (ウ) 迅速かつ円滑な応援の受入れが図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地に おける調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。
- (エ) 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。
- (オ) 相互応援協定の締結に当っては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の 締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

◆茅野市が相互応援協定している内容

対象	締結日
諏訪郡医師会	H8.4.1
6市町村と3医師会	H26.3.20
諏訪中央病院	H9.12.1
諏訪薬剤師会	H24.7.31
茅野警察署	H24.9.14
長野県建設業協会諏訪支部茅野分会	H22.12.21
茅野市水道事業協同組合	H9.12.1
諏訪生コン協同組合	H24.11.28
茅野アマチュア無線クラブ	H9.12.1
茅野郵便局・茅野市内特定郵便	H9.4.24
局	П9.4.24
JA 信州諏訪農協	H10.10.15
Aコープながの	H10.10.15
長野県石油商業組合諏訪支部	H25.3.28
長野 LP 協会諏訪支部	H26.3.26
県内市町村社会福祉協議会	H9.4.1
エルシーブイ株式会社	H18. 10. 23
諏訪広域連合とエルシーブイ㈱	H25.8.21
長野県建築士会諏訪支部	H18.12.1
株式会社信毎販売センター	H20.12.12
茅野市建設事業協同組合	H21.12.15
	諏訪郡医師会 6 市町村と3 医師会 諏訪中央病院 諏訪薬剤師会 茅野警察署 長野県建設業協会諏訪支部茅野分会 茅野市水道事業協同組合 諏訪生コン協同組合 茅野アマチュア無線クラブ 茅野郵便局・茅野市内特定郵便局 JA信州諏訪農協 Aコープながの 長野県石油商業組合諏訪支部 長野 LP 協会諏訪支部 県内市町村社会福祉協議会 エルシーブイ株式会社 諏訪広域連合とエルシーブイ㈱ 長野県建築士会諏訪支部 株式会社信毎販売センター

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 広域相互応援計画

災害時等における避難者支援に関する協定	株式会社カネトモ	H22.1.1
災害時における応急対策協力に関する協定	茅野市電気設備業協会	H22.12.21
災害時等における避難者支援等に関する覚書	諏訪東京理科大学	H24.12.20

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者間が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により 実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の 確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるように努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を 行う体制を整備するものとする。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を 締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県 と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

7 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。 また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【市、県及び関係機関が実施する計画】(企画総務部)

- ア 市、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件(地形、気候等)や社会条件(周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等)等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。
- イ 選定された拠点ごとに、3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の 状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共 有を図る。

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 広域相互応援計画

- ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況 を把握する。
- エ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送 設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるもの とする。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、 災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び 二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、 施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取り組み

- 1 救助工作車等の充足及び救急自動車の高規格化を図るとともに、災害等緊急時に備え、 救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握 方法等の検討を行う。
- 3 災害時の医療、救護体制について、協定に基づき郡医師会等に協力を求め、災害時の救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入れ、書類の交換等の細目にわたって、連絡調整整備を図る。
- 4 地域災害医療センター (諏訪赤十字病院)を中心とした、広域の後方医療体制に関する 近隣市町村との調整を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円 滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 救助・救急用資機材の整備
 - (1) 現状及び課題

平成25年4月1日現在、茅野消防署には救助工作車1台、救急車4台、(うち高規格救急車3台)が配備されている。

今後は救急車の高規格化の促進とともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借り受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

〔資料29〕消防車両配備状況

〔資料30〕救助用器具一覧表

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進 に努める。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の 指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部、健康福祉部、警察本部)

- (ア) 消防防災へリコプター、県警へリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・ 救急搬送体制の確立を図るものとする。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車 の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を 行うものとする。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救 急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織中心に、住民の協力を得て、発災当初 の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言 するものとする。
- (エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助 隊の整備の推進に努めるものとする。また次に掲げる資機材の整備を図るものとする。
 - a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) a に掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター 等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

2 医療資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、諏訪郡医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」及び諏訪郡歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」による第8条(医療品等の供給)に基づき、諏訪中央病院組合と「災害用備蓄医薬品の保管業務委託」により、初期治療用医薬品等54種類を常時備蓄している。また、諏訪薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

このような中で、市内医療機関の在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法についても今後検討する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】 (企画総務部、健康福祉部)
 - (ア) 災害時の負傷者、病人の応急医療に対応するため、諏訪郡医師会と協定を締結し、派遣体制を整備する。

〔資料31〕災害時の医療救護活動に関する協定書

[資料32] 災害時の医療救護活動に関する実施細則

(イ) 災害時に速やかに救護所の設置が図られるよう、医療機関の把握に努めるとともに、 あらかじめ救護体制の確認を図る。

[資料35]市内の医療機関一覧表

(ウ) 諏訪郡医師会との医療協定に基づく医療用資機材、医薬品等の備蓄については、その保管は、諏訪中央病院に委託する。

[資料36] 災害用備蓄医薬品の調達補完業務委託契約書

- (エ) 医療用の資機材の備蓄、管理状況を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (オ) 県の指定する地域災害医療センター及び近隣市町村の医療用資機材の状況についてあらかじめ把握するなど受入が円滑にできるような体制整備を図る。

〔資料38〕県が指定した災害用医薬品

(カ) 郡医師会、諏訪薬剤師会及び市薬業組合等における医薬品等の備蓄、迅速で効率的 な供給対策についてあらかじめ調整を行う。

イ 【県が実施する計画】 (健康福祉部、危機管理部)

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時 検討し、必要に応じて充足を図るものとする。 (健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品 について整備するものとする。 (健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行うものとする。 (危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行うものとする。 (健康福祉部)

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 救助・救急・医療計画

(オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図るものとする。 (健康福祉部)

ウ 【関係機関が実施する計画】 (医療関係機関)

- (ア) 諏訪郡医師会及び諏訪郡歯科医師会は医療等協定に基づき、災害時に必要な医療用 資機材、医薬品等の確保を図るものとする。また迅速で効率的な供給体制について関 係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会及び諏訪中央病院組合は、初期治療用医薬品等の 備蓄、管理状況を把握し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (f) 災害時の連絡体制について、マニュアルを作成し平常時からの訓練に努めるものと する。
- 災害用医薬品備蓄場所(県地域防災計画より)

岡野薬品㈱	諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2
-------	-------	------------------

○ 災害用衛生材料備蓄場所(県地域防災計画より)

ハトヤメディカルサポート㈱ 諏訪市中洲三ツ俣5709-31

○ 緊急用血清及びワクチンの保管場所(県地域防災計画より)

諏訪合同庁舎

○ 血液製剤の保管場所(県地域防災計画より)

県赤十字血液センター諏訪出張所	諏訪市清水3-3840-1

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

県では被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1ヶ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

このような中で、本市でも災害拠点医療機関と連携をとり、災害医療体制を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部、健康福祉部)

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

イ 【県が実施する計画】 (健康福祉部)

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10カ所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保するものとする。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設、設備の整備、充実を図るものとする。

- (イ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。
- (ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送については、広域搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会、諏訪薬剤師会、看護協会諏訪支部等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。
- (4) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力 体制について整備を行うものとする。
- (ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

○ 災害拠点病院 (県地域防災計画より)

諏訪地域(医療圏)地域災害医療センター	諏訪赤十字病院 (諏訪市)
基幹災害医療センター	長野赤十字病院 (長野市)

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に 高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (消防署)

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画 における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項 に留意し作成する。
 - a 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む)等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体 的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がと れるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、 事前に定めておく。

- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画 並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年実施する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図るものとする。(危機管理部、健康福祉部)
- (4) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備するものとする。 (健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急 医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。 (保健福祉部)
- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言するものとする。(危機管理部)
- (t) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡 と相互の協力関係の確立を図るものとする。(警察本部)

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 救助・救急・医療計画

(カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及 び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県と の広域相互応援体制に関する整備を行うものとする。(危機管理部、健康福祉部)

ウ 【関係機関が実施する計画】 (医療関係機関)

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) 諏訪郡医師会は、他の地域の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急 医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動においても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

- 1 消防計画
 - (1) 現状及び課題

平成25年4月1日現在、諏訪広域連合の消防体制は、1消防本部6消防署(茅野消防署、諏訪消防署、岡谷消防署、下諏訪消防署、富士見消防署、原消防署)消防職員236人であり、消防車20台、梯子車2台、救助工作車5台、救急車17台(うち高規格救急車13台)指揮車等26台で、うち茅野消防署は消防車7台、救助工作車1台、救急車4台(うち高規格救急車3台)指揮車等7台で消防職員数64名である。茅野市消防団は、団長以下952人、消防ポンプ自動車25台、小型ポンプ付積載車45台が配備されている。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び、住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(企画総務部)

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるよ うに、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる 事項は重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図ると ともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役 割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防 団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域編成による、広域消防体制の推進を図るものとする。

〔資料29〕消防車両配備状況

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震性防火水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による 育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び 自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害 に対処できる体制の構築を図る。

〔資料81〕茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災 予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する火気の取扱い、消 火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画 的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上 危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防 消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火
- (カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施 できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

〔資料41〕消防機関の警戒体制

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互 応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制 を確立する。

また、他の市町村から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部、農政部)

- (ア) 消防防災へリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図るものとする。
- (イ) 市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、 活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動でき る体制の整備を促進するものとする。(危機管理部)
- (ウ) 市町村と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における 火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及、啓発を図る ものとする。(危機管理部)
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進するものとする。 (危機管理部、農政部)
- (オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備 等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

ウ 【市民及び自主防災組織が実施する計画】

市民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の

周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、 平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本市の河川は、大部分山間地を流下する天然河岸、堀込み河道区間が多くまた平坦部の 幹線では築堤区間となっており、洪水時の際は、前者では河岸の崩壊等による河道の堰止 め、後者では堤防の沈下・すべり出し等による決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、堤防の含水比が非常に高く、決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかける結果となるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】 (企画総務部、都市建設部、産業経済部) 次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。
 - (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
 - (4) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に揚げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
 - (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
 - (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
 - (オ) 河川ごとの水防工法の検討
 - (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
 - (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
 - (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
 - (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場 所、指定避難所の避難計画の作成
- (コ) 浸水想定区域内にある地下街等の施設の名称及び所在地を公表
- (サ) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ) 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施 設の名称及び所在地を定める。
- (ス) (コ)~(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

- (t) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防訓練の実施(年1回以上)
 - a 水防技能の習熟
 - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - c 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (チ) 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動 に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力 について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連 携を強化するよう努める。

[資料42] 重要水防区域(県水防計画分)

〔資料43〕重要水防区域(市調査分)

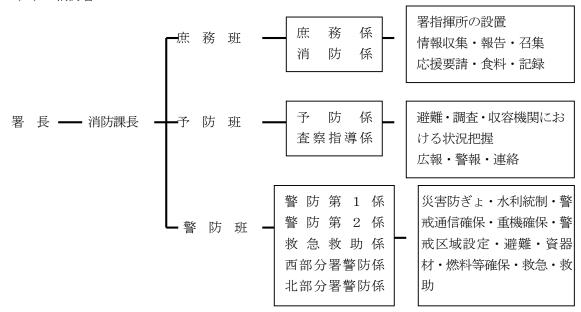
〔資料 44〕水防倉庫並びに備蓄資材一覧表

[資料 45] 気象観測所及び雨量・水位観測所

〔資料 46〕水防に関する連絡系統図

○非常時の消防署及び消防団の機構

(1) 消防署



非常召集は、署長の命令により行い、召集を受けた者は上記の活動機構に基づき、課長及び係 長の指示により任務に当たるものとする。

(2)消防団



全員を動員し、各分団最大限の編成とする。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施するものとする。 なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制 の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによるものとする。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設立
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退きの指示 並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (3) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体(指定水防管理団体)の指定
- (サ) 水防団員の定員基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧機材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資機材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防講習等訓練の実施
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。
- (チ) 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動 に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力 について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連 携を強化するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプ の備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保については、関係業界団体の協 力が得られるよう努めるものとする。
- (4) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水 時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を 実施するものとする。
 - b 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施に努めるものとする。
 - b 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- (ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、 洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものと する。
 - b 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、 防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関す る事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」とい う。)を作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成し た浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・ 介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。 このため市、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主 防災組織の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難 の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を守るため の防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、 多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配 慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国人住民や外国人旅行者等の観光客が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

- 1 要配慮者支援計画の作成
 - (1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に要配慮者のうち避難行動要支援者については、市において避難行動要支援者名 簿を作成し、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

- ア 避難支援体制(災害対策基本法第49条の10,11,12,13及び第50条、第56条)
- (ア) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるため、避難 支援等関係者には、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等の 地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決める。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

- (イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- a 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
- b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、次のとおりとする。
 - (a) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
 - (b) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - (c) 避難行動を取る上で必要な身体能力

また、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れた場合は、避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市へ要請することとする。

c 円滑かつ迅速な避難を図るためには、同居家族の有無なども要件の一つとする。

ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外はしない。

また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、 地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は 在宅者(一時的に入所、入院している者を含む)を優先する。

- (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- a 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。
- b 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成の ため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めること ができるので、積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、 書面をもって明確にする。

- (エ) 名簿の更新に関する事項
- a 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、 避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、次記により名簿情報 を最新の状態に保つこととする。
 - (a) 新たに市に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を 受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載すると ともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等 関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

(b) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、避難行動要支援者名簿の記載事項として災害対策基本法49条の10第2項に示している「住所」については、各人の生活の本拠(民法第22条)であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないこと、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることとする。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

b 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び 避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することとする。

- (オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- a 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- b 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問などを実施する。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障害者団体等とも連携するなど対応を工夫する。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、 平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行う。

c 同意は、口頭によるものと書面によるものとし、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できるものとする。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって 生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等か ら同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととする。

d 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市が災害対策条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないため、市では、必要な対応を検討することとする。

なお、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」など、 個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合も、「市の条例に特別の定めがある場合」に 該当することとなる。

- e 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、 市において次の措置を講ずる。
 - (a) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - (b) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - (c) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを 十分に説明する。
 - (d) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
 - (e) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (f) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で 避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - (g) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - (h) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- (カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- a 避難準備情報等の発令・伝達
 - (a) 市は自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の判断基準により、災害時において適時適切に発令することとする。
 - (b) 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報であり、避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいます。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及 び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のこと を特に配慮します。

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確 に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと
- b 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特別警報の伝達や土砂災害警戒情報等の気象情報の伝達には、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線(戸別受信機)や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせることとする。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難 行動をとることができる者もいるので、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援 等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市においては、多様な情報伝達の 手段を確保することとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、次にあげる多様な手段を活用して情報伝達を行うことを検討する。

- (a) 聴覚障害者: FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置
- (b) 視覚障害者:受信メールを読み上げる携帯電話
- (c) 肢体不自由者:フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- (d) その他:メーリングリスト等による送信、字幕放送、解説放送(副音声や2カ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組、音声多重放送)、手話放送、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを通じた情報提供
- (キ) 避難支援等関係者の安全確保
- a 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこととなるが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

そのため、市は避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲 で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとなる。

b 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこととする。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこととする。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難 支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知す ることが適切であるため、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活 用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けよ うとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこととする。

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難 行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝 達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

オ 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状と課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、要援護者支え合いマップによる安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施策等との連携のもとに行う必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(企画総務部、教育委員会、健康福祉部)

(ア) 指定避難所の整備

災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員 (社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等)、車両(移動入浴 者、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動 等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(オ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の 支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者 以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅 の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。また、助け合いおたがいさ まっぷ(要配慮者支え合いマップ)の策定を推進する。

(カ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

(ケ) 支援協力体制の整備

福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(健康福祉部、企画総務部)

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等

の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図り ながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等おいて災害が発生し、 応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車輌(移 動入浴車、小型リフト付車輌等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やか に応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保 に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、 障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

- (オ) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (カ) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、 医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互 応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

イ 【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(概ね3日間分)を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に 関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、 施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るも のとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設おいて 災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員 等)、車輌(移動入浴車、小型リフト付車輌等)、資機材(車椅子、ストレッチャー 等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、 資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじ め連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めると ともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣 県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協 定を締結するよう努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

(オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの 関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指 導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、 医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の 整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

- (カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。
- (キ) 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援 出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める ものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、 円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国人住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

本市における外国人住民人口は、平成25年現在718人【住民基本台帳12月3 1日現在】である。

外国人住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国人住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、 緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部、産業経済部)

(ア) 外国人住民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国人住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国人住民等に対する支援体制の整備を図る。

(イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者(旅館、ホテル等)と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応(心得)」を作成するように努める。

- a 道路標識や案内板の整備
- b 観光地周辺の避難場所の整備
- c 災害発生時の観光客収容施設の設定
- (ウ) 外国人住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォーメーションなど外国人住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国人住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(オ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人住民等の参加推進等を通じて、外国人住民等に対する防災知識の普及を図る。

(カ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(キ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立する

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者支援計画

とともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- (4) 医療機関においては、外国人住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害 警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設 が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (ウ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 市は浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を 図るために必要な事項について定める。

イ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等と、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)の事前確認を済ませておき、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

- 1 緊急交通路確保計画
 - (1) 現状及び課題

本市の道路は、集落間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (都市建設部)

- (ア) 茅野警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。 この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」 及び 「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。
- (イ) 市内の幹線道路の整備を計画的かつ積極的に行い、緊急輸送道路としての機能確保をする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立するものとする。(警察本部)
 - a 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定するものとする。
 - b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊 急交通路交通規制のための協定を締結するものとする。
 - c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交 通安全施設整備を推進するものとする。

- (4) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずるものとする。(建設部)
 - a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、 災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。
 - b 応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図るものとする。
 - (ウ) 広域農道を始めとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について長野 県農業農村整備長期構想(長野県土地改良長期計画)に基づき整備を推進する ものとする。(農政部)
 - (エ) 市町村及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進するものとする。(林務部)
- ウ 【関係機関が実施する計画】(地方整備局、中日本高速道路㈱)

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、 それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

- 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画
 - (1) 現状及び課題

大規模災害発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資輸送等を行う 必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的 な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】(企画総務部、教育委員会)
 - (ア) 最低1カ所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。 このヘリポートは、避難所(場所)と競合しない場所を指定するとともに、支援 物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点 となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりう る場所を選定する。
 - (イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点となりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。
 - (ウ) 災害対策用ヘリポート等及び物資輸送拠点について市民に周知する。
 - ○茅野市の物資輸送拠点及び災害対策用へリポート等

目 的	場	所	所在地
物資輸送拠点	茅野市運動公園	総合体育館	玉川500番地
災害対策用 ヘリポート	茅野市運動公園	陸上競技場	玉川500番地

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 緊急輸送計画

その他ヘリポート	永明中学校グランド	塚原1-10-6
その他ヘリポート	長峰中学校グランド	宮川11288
その他ヘリポート	東部中学校グランド	玉川10030
その他ヘリポート	北部中学校グランド	湖東5643
その他ヘリポート	金沢小学校グランド	金沢1141

イ【県が実施する計画】

(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「拠点へ リポート」を指定するものとする。(危機管理部)

また、広域防災拠点となりうる場所について候補地の選定を行い、整備について検討を行うものとする。なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援についても活用を図るものとする。

(イ) 各地方事務所単位の拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指 定するものとする。(危機管理部)

この「拠点へリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設 を備える「防災公園」と連携を図り、防災機能の強化を図るものとする。

(建設部)

○諏訪地方事務所管内の物資輸送拠点及び拠点へリポート

目 的	場	所	所在地
物資輸送拠点	茅野高等学校 小体育	館	宮川11395番地
拠点ヘリポート	茅野市運動公園 野球	場	玉川500番地

ウ【関係機関が実施する計画】 (ヘリコプター保有機関)

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート 予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各 避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上におけ る輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸 断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必 要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

(ア) 市内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保する。

- (4) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
- (ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。
- (エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前 届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されること となることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にす るなど、その普及を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。
 - a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握するものとする。
- b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握するものとする。
- c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を 強化するものとする。
- d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。
- (イ) (公社) 長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計 画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (ウ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

4 緊急通行車両等の事前届出の確認

(1) 現況及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等 に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。 一般車両を制限する交通規 制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、 緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておく。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(企画総務部)

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認により緊急通行車両等の事前届出の確認を受けておく。

[資料49] 緊急通行車両事前届出一覧表

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

風水害における河川の決壊等により、道路法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊などの被害が発生し、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう、道路、河川等の障害物を除去するとともに、住家等の所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、災害を未然に防止するための定期点検を行い、その 結果に基づき、適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

道路、河川等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるが、これからの確保体制を整備しておく必要がある。

- 2 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】(企画総務部、都市建設部、産業経済部)
 - (ア) 茅野市建設業協同組合、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会等と災害協定を締結 し、応急対策に備える。

[資料 5 0] 災害時における応急対策協力に対する協定書(茅野市建設業協同組合、 長野県建設業協会諏訪支部茅野分会等)

- (イ) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- (ウ) 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

イ 【県が実施する計画】(各部局)

- (ア) 倒木処理に係わる技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。 (林務部)
- (イ) 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。 (農政部)
- (ウ) 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。 (建設部)
- (エ) 建設業協会等と業務提携を締結し、応急対策に備える。
- (オ) レッカー車、クレーン車等の保有業者の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、 排除物件の保管場所確保を行う。 (警察本部)

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 障害物の処理計画

- (カ) 公共の広場、駐車場など排除物件の保有場所を確保する。 (警察本部)
- (キ) 業者に対する車両、要員等除去体制及び能力の充実を依頼する。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

エ 【市民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒 壊等を未然に防止する。

第11節 避難収容活動計画

第1 基本方針

災害発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置 を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれ があり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難 することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

第2 主な取り組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

- 1 避難計画の策定
 - (1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難 計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒 区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】 (企画総務部、健康福祉部、教育委員会)
- (ア) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者 等と協力し計画を策定するよう努める。
- (4) 市及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合 は協力して行う。
- (ウ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設 に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (エ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災 訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- a 避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法

(避難勧告、避難指示、避難準備情報については「第3章第12節」 を参照)

- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (a) 給食措置
- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (C) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
 - 市民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置を講ずべきことにも留意する。

(オ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者 名簿を作成し、避難支援等関係者(消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会 福祉協議会、自主防災組織等)に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あ らかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の 整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(カ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を 策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難収容活動計画

を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を市及び県の指導等に基づき作成し、 避難の万全を期するものとする。
- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難勧告又は指示を行う際の助 言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

ウ 【市民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯 ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ 【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

また大規模な集合施設等の管理者は、利用者の誘導体制の整備に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合には、住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難収容活動計画

に逃れるための指定緊急避難場所を、指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、教育委員会、健康福祉部、都市建設部)

- (ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、 地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得 た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び 被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあら かじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
- (4) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)等の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難 に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場 所の相互提供等について協議しておく。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう 配慮する。
- (オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、教育委員会、健康福祉部、都市建設部)

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。 また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利 用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (ウ) 市が全面的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市等村の方が避難に利便を 有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の 相互提供等について協議しておく。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した 整備に努める。

- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、 簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の 実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (キ) 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常備に努める。
- (ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による 避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要 配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

- (ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援 者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (2) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、「茅野市避難所開設運営マニュアル(市職員・施設管理者向け)」(平成22年6月作成)の見直し、及び各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- (シ) 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や 通信設備の整備等に努める。
- (3) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配備する。
- (t) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定 するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(都市建設部、企画総務部)

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5 学校等における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園(以下この節に

おいて「学校等」という)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長または園長(以下この節において「学校長等」という)は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】 (教育委員会)

公立学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び 生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、 経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校等に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

- (ア) 防災計画(教育委員会)
 - a 学校長等は、風災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
 - b 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会(以下「市教委」という)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周 知徹底を図る。
 - c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 風水害対策にかかわる防災組織の編成
 - (b) 風水害に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (i) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物含む)の点検方法
 - (1) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 風水害時における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長等が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊 具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検 する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者 が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用 場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避 難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらか じめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。
- (オ) 私立学校等(幼稚園)に対する指導

私立学校等については、公立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

当市は平たん地が少なく、急峻な連山に囲まれた地形で、山間地に集落が点在し、これを結ぶ道路網は山間を走り、川沿いには多くの橋梁がある。

こうした地勢は、ひとたび、災害が発生すると孤立地域を発生させることから、山間地の過疎化、 高齢化とともに、その対策が重要である。また、山間地には別荘や旅館、ホテル等があり、これらの 孤立に対しても対策が必要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地帯を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段の確保 に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光 客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

- 1 通信手段の確保
 - (1) 現状及び課題

NTT回線以外の情報伝達手段を確保するために、市防災行政無線等複数の情報伝達体制の整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】(企画総務部)
 - (ア) 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が 確保できるシステムとする。
 - (4) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
 - (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等の非常通信手 段の確保を図る。
 - (エ) 携帯電話会社の緊急速報メール配信サービスを活用する。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努めるものとする。
- (4) 市町村における防災行政無線の導入について助言を行うものとする。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。

2 災害に強い道路網の安全対策

(1) 現状及び課題

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第12節 孤立防止対策

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害 予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- ○主要路線優先の対策推進
- ○複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、産業経済部)

- (ア) 道路の災害予防対策を推進する。
- (イ) 迂回路としての林道及び農道の整備を推進する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

ウ 【市民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高い地域を平素から把握する。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある市民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、産業経済部)

- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護 すべき市民の実態を把握する。
- (イ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握する。

イ 【県が実施する計画】

市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行うものとする。

ウ 【市民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状と課題

本市では、ほとんどの行政区で自主防災組織が結成されている。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間を要

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第12節 孤立防止対策

することが予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 全行政区における組織結成を推進する。
- (4) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 【市民が実施する計画】

孤立が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となる施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の安全性の確保等に配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(企画総務部、教育委員会、健康福祉部)

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設等の安全対策について指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた市民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、市民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

食料品等の分散配置に配慮する。

イ 【市民が実施する計画】

- (ア) 孤立が予想される地域の市民は、平常時から備蓄について配慮するものとする。
- (4) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた 備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給 は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、 自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄(以下「流通備蓄」という。)の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 市民が発災直後から概ね3日間を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の 供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化 を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備
 - (1) 現状及び課題

食料の備蓄・調達については、市民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。 現在、市では、各小中学校等に備えてある備蓄倉庫に食料品の備蓄があり、さらに、 信州諏訪農業協同組合、生協コープながのとの調達体制の協定の締結を行っている。 今後、関係団体等との緊密な協力を得て、体制の強化を図る。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】(企画総務部)
- (ア) 平成13年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市の地域実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

これに基づき、市では、人口の5%の2食分程度を目安として、乾パン、ビスケット、 レトルト食品等を備蓄し、必要に応じて更新する。

(イ) 食料品等の調達体制の整備をするため、関係団体との協定の締結実施し、調達 体制の整備に努める。

[資料 5 9] 災害時における応急生活物資供給等に関する協定 (JA信州諏訪) [資料 6 0] 災害時における応急生活物資供給等に関する協定(増コープ ながの)

- (ウ) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定を締結する。
- (エ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認 を行う。
- (オ) 市民・企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄し、必要に応じて更新するものとする。(危機管理部)
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に 食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の 要請・調達・輸送体制の整備を図るものとする。(危機管理部)
- (ウ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化するものとする。(企画部)
- (エ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとるものとする。(農政部)
- (オ) 県内外の米穀販売業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとるものとする。(農政部)
- (カ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化するものとする。(農政部)
- (キ) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田 卸売商業協同組合、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商 店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、一般社団法人長 野県LPガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連 携を強化するものとする。(産業労働部)
- (ク) 株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社サークルKサンクスとの食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(農政部・危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 農林水産省
 - a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。

b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものと する。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、 県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

エ 【市民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね3日分の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とするものとする。ほか、米作をしている農家については、災害に備えた米穀の備蓄をするものとする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、 各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調 達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料や調達された食料については、地域の特性、人口等に応じ、避難所等に速 やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部、産業経済部)

- (ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。
- (イ) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具(なべ、釜)、食器類(茶わん、はし)、

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

調味料(みそ、塩)等についても整備するよう努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市町村を補完する立場から、地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備するものとする。 (危機管理部)
- (イ) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための 体制を整備するものとする。 (危機管理部、商工労働部、農政部)

第14節 給水計画

第1 基本方針

大規模災害による水道施設の被害は広範囲に及び、全市的に相当期間断水することが考えられるので、被災を最小限に食い止めるため応急給水計画を定めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り応急飲料水の供給に備える。

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び災害を受けていない別系列の水源並びにボトルウォーターにより行う。

また、被災していない市町村(水道事業者等を含む。以下同じ)による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の耐震化をすすめるとともに、給 水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急給水計画の作成
- 2 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置、予備水源の確保等、飲料水 の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 3 給水車、給水タンク、給水袋等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。
- 4 応急給水活動マニュアルの作成、訓練の実施
- 5 応急給水応援受入れ体制の整備

第3 計画の内容

- 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備
- (1) 現状及び課題

現在、当市には49箇所(21,619立方メートル)の配水池があり、そのうち緊 急遮断弁が設置されているのは、6箇所(5,703立方メートル)である。

配水池への緊急遮断弁の設置、施設の耐震化並びに老朽施設の更新は急務であるが、 施設の建設には多大な費用が必要となる。

〔資料62〕配水池一覧表

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (都市建設部)

- (ア) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、整備を行う。
- (4) 市民が実施する事項に対する協力及び備蓄の必要性を啓発する。
- (ウ) 県が実施する事項に対する協力を行う。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 施設整備について市町村に対する指導を行う。(環境部)
- (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する指導を行う。(環境部)
- (ウ) 水道施設災害相互応援要綱(水道協議会)の整備を行う。(環境部)
- (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。(環境部)
- (オ) ボトルウォーターを地方事務所及び消防防災航空センター等に備蓄し、必要に応じて 更新する。(危機管理部)

ウ 【市民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄 (1人1日2リットル~3リットル) に 努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

現在給水車2台、給水タンク12個、応急給水袋3,500袋が整備されており、 緊急時にはこれらの器具により供給を行う。

しかし、大規模風水害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援(県水道協議会策定)が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (ウ) 災害の程度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (エ) 給水車、給水タンク、応急給水袋の確保を行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、環境部)
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する指導及び助言を行う。 (環境部)
- (ウ) 地方事務所及び消防防災航空センター等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。(危機管理部)

- 3 応急給水活動マニュアルの作成及び訓練の実施
 - (1) 現状と課題

広範囲な断水に対応する応急給水活動体制の整備を進めるとともに、応急活動を迅速に行うためのマニュアルの作成し、それに基づく訓練を実施する必要がある。

- (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】(都市建設部)
 - (ア) 応急給水活動マニュアルの作成
 - a 職員の参集方法、班編成、情報伝達等指揮命令系統の確立
 - b 水道施設被害の調査方法
 - c 給水対象の把握方法(場所・日時・対象人員等)
 - d 搬送方法
 - e 応急給水活動内容の周知
 - イ 【市民が実施する計画】

区を中心とした応急給水訓練へ積極的に参加する。

- 4 応急給水応援受入れ体制の整備
 - (1) 現状と課題

長野県水道協議会及び諏訪広域圏、姉妹都市間等での応援協定に基づき、受入れ体制の方法について、具体的に定める必要がある。

- (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】(都市建設部)
 - (ア) 県及び各市等関係機関との連携
 - (イ) 水道事業者関係団体との連携
 - (ウ) 区、ボランティア団体等との連携

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本計画

災害発生時には、市民の生活物資の喪失、流通機能のマヒ等により生活必需品に著しい不 足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の 整備を図る必要がある。

(災害時に必要な生活必需品)

種 別	品名
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
衣 類	下着、靴下、作業衣等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ、履物等
食器等	はし、茶碗、皿、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー、洗面用具等
光熱材料等	マッチ、ローソク、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	テント、懐中電灯、携帯ラジオ、家庭用救急箱等

(必要量)

人口5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 市においては、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄 の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 市内流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能量の把握に努め、調達体制の整備 を図る。

第3 計画の内容

- 1 生活必需品の備蓄・調整体制の整備
 - (1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自らが行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必要品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最低限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 生活必需品の備蓄・調整体制の整備を図る。
- (4) 市民に対し防災思想の普及を行い、市民における備蓄の促進を図る。
- (ウ) 市内業者等と災害時における生活必需品の調達に関する協定を締結し生活必需 品の確保に努める。

〔資料59〕災害時における応急生活物資提供等に関する協定

(信州諏訪農業協同組合)

〔資料60〕災害時における応急生活物資提供等に関する協定(塩コープながの)

- (エ) 関係機関に備蓄・調達体制整備を促進する。
- (オ) 災害時に生活必需品を県、広域、災害応援協定締結市町村等から提供を受けることのできる体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (7) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県LPガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化するものとする。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)
- (イ) 被災市町村が自ら生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者 に生活必需品を届けられるよう、生活必需品等の要請・調達・輸送体制の整備を 図るものとする。(危機管理部)
- (ウ) 市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進するものとする。(危機管理部)
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。 (危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

エ 【市民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋等の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、市はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

じた調達必要数の把握方法を整備する。また生活必需品の調達を行う場合を想定し、 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等についての調整する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する対策】 (企画総務部、教育委員会)
- (ア) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (イ) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画しておく。

(物資集積場所)

場所	住 所	電 話
茅野市運動公園 総合体育館	玉川500番	72-8399

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協定の締結先と災害発生時を想定した、連絡方法を調整するものとする。 (危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)
- (イ) 緊急時における輸送体制は第9節緊急輸送計画による。 (関係部局)

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の供給体制の整備を図る。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質(以下「危険物等」という。)を取り扱う施設又は石綿使用建築物等(以下「危険物施設等」という。)に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設、 放射性物質使用施設、石綿使用建築物等、大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特 定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

- 1 危険物施設災害予防計画
 - (1) 現状及び課題

市内には危険物施設が多数あり、これらの施設においては災害等発生時における二次 災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災 応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災 訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 規制及び指導の強化
 - a 危険物施設の設置又は変更の許可に当っては、災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者(申請者)に対する指導を強化する。
 - b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保に ついて再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を 行い、安全性の向上を図る。
 - c 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全 管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備につ

いて指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機(器)材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な 資機(器)材の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自 衛消防力の確立について指導する。

(オ) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更を許可した際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 危機管理部が実施する計画
 - a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び風水害に対する安全性 の向上について指導するものとする。
 - b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、 消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施するものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導するものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時に おける住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には煙火製造所、火薬庫等の火薬類取扱施設を扱う施設がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取り扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。 特に、風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察署等への通報 が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすお それがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(企画総務部)

(ア) 風水害発生時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。

- (4) 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (f) 災害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ要請する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

を行うよう努めるものとする。

- a 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入り検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図るものとする。
- b 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の 徹底を図る。
- c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲 げる事項の指導徹底を図るものとする。
- (a) 自主保安体制の整備 風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練
- (b) 緊急連絡体制の整備 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、 緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。
- (c) 付近住民に対する周知 付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよ う努めるものとする。
- (イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、 学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取り扱いについては、高圧ガス製造保安責任等資格者の選任及び製造、 消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大 を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要が ある。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(企画総務部) 2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 商工労働部が実施する計画
- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施 し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導するものとする。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施 し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図るものとする。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等に おける災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要 請するものとする。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の 措置及び連絡体制について整備を図るよう指導するものとする。

また、災害防止訓練の実施を推進するものとする。

- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図るものとする。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し(以下、1まで同じ。)高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による 災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図るものとする。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日 常点検を強化し、機能を維持するよう指導するものとする。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導するものとする。
- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積みを避けるよう指導するものとする。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵 入防止対策の整備を図るものとする。
- k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導するものとする。
- 1 災害時における応急供給体制を確立するよう指導するものとする。
- m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼するものとする。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長 野県高圧ガス協会に依頼するものとする。
- 0 災害発生状況を把握するため、地方事務所等に空気呼吸器などの体制整備を図るものとする。
- (イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時に

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第16節 危険物施設等災害予防計画

おける住民の避難誘導等について指導するものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】(高圧ガス保安協会、指定保安検査機関)

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE事務検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液 化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(企画総務部) 2の火薬類施設予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】 (商工労働部)

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (4) 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、 液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底 するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導す るものとする。
- (ウ) 災害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等 に対し、万全の対策を講じるよう指導するものとする。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県では県内おける毒物及び劇物取扱法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業 (以下「営業者」という。)及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による 監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備 蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 災害発生時における市民等の避難誘導方法について、警察署と協議する。
- (イ) 保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設の事態を把握し、風水害災害時にお ける対処を検討する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 健康福祉部が実施する計画
 - a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・ 吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導するものとする。
 - b 災害発生緊急通報系統を作成するものとする。
 - c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行うものとする。
 - d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄 数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとと もに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行うものとする。
 - e 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器の体制整備を図るものとする。
 - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に 研修会を開催するものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導 方法等について指導する。

ウ 【関係機関が実施する計画】 (長野県医薬品卸協同組合)

毒物劇物事故処理剤の確保体制を図るものとする。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内における放射性同位元素等使用事業所は、医療機関を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の 充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

- (ア) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。
- (イ) 市は、関係機関と連携し、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射線物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその科学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、風水害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、企画総務部)

災害時石綿使用の建築物を把握するとともに、関係機関との情報連絡体制を確立し、 災害発生時における住民の避難誘導方法等についても関係機関と協議する。

イ 【県が実施する計画】

アスベスト測定器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、風水害発生時の大気 中のアスベスト調査に対応できる体制の整備和図るものとする。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。風水害時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(市民環境部、企画総務部)

- (7) 災害発生時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。
- (イ) 特定施設の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の 確立を図る。
- (ウ) 災害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ 要請する。

イ 【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第16節 危険物施設等災害予防計画

- (ア) 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制に整備に努めること。
- (4) その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、予防対策を促進する。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

- 1 施設・設備の安全性の整備
- (1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を 確保する。

- (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

電気事業者と連携を取りながら、共同溝の設置など、電線の地中化について研究を進めるとともに、実施を図る。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

中部電力(株)が実施する計画

水力発電設備、変電設備、送電設備(架空送電線、地中送電線)、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐震設計を行う。

- 2 職員の配置計画
- (1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のため の職員配置体制を確立する。

- (2) 実施計画
 - ア 【関係機関が実施する計画】 (中部電力株式会社)
 - (ア) 非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立して おく。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各 社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部)

地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【関係機関が実施する計画】(中部電力株式会社)

- (ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復 旧用機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。
- (イ) 県及び地方事務所、市町村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本計画

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用し、ガスを供給している。

災害により、製造所、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから火災、爆発、生ガス中毒事故の二次災害発生が予想されるので、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図ると共に、常時 職員を配備する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めて おき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業 者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

- 1 施設・設備の安全性の確保
 - (1) 現状および課題

供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令 及び(一社)日本ガス協会の設計指針に準拠して風水害に配慮している。

緊急処置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に配置し、消防設備等の 保安設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性の低いものがあり、取り替える 必要がある。

また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うために供給区域の分割(ブロック化)をしている。

さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。

需要家庭の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターを全戸設置をしている。(一部業務用需要家を除く)

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】 (諏訪瓦斯(株))

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第18節 都市ガス施設災害予防計画

- ・ 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の 日常点検の実施
- ・ マイコンメータの全戸設置

2 要員の配備計画

(1) 現状および課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に要員の 配備計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】 (諏訪瓦斯(株))

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給 施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、大規模災害が発生した場合は、要員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状および課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対 して迅速な 情報提供が重要となるところから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(企画総務部)

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

イ【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常 時より連携を強化する

ウ 【関係機関が実施する計画】 (諏訪瓦斯(株))

被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・ 市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

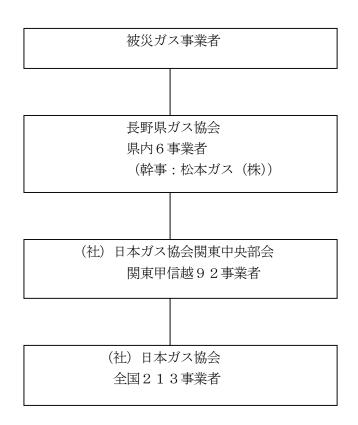
都市ガス事業者間では、風水害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応が できない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

- (ア) (一社) 日本ガス協会 「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- (イ) (一社) 日本ガス協会関東中央部会 「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」 「東京パイプライン事故対策要領」
- (ウ) 長野県ガス協会

「会員相互の保安の確保のための相互援助協定書」

【県が実施する計画】

※ 都市ガス事業者応援系統図



第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・ 設備を常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする ことが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常 のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

- 1 施設・設備の安全性の確保
- (1) 現状及び課題

施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多 大な費用が必要になるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 老朽管・石綿セメント管のダクタイル鋳鉄管への布設替を推進するとともに、耐 震化を図る。
- (イ) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

イ 【県が実施する計画】 (環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

ライフラインの確保として、緊急連絡体制、復旧体制の確立が必要である。また、広 範囲な断水に対する施設の応急復旧体制を具体的に定めるとともに、迅速に行うための 訓練を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- (イ) 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第19節 上水道施設災害予防計画

策が迅速に行えるよう計画する。

- (ウ) 「災害時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時 の迅速な対応を図る。
- (エ) 水道事業組合との災害応急応援協定の締結をする。

[資料63] 災害時における応急対策協力に関する協定書(類が顕粋に)

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱によるほか、日本水道協会を通じて全国 的に応援を依頼することが可能である。

長野県水道協議会	0262-32-0111	内線4775
日本水道協会	03-3264-2281	

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(都市建設部)

水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。

4 復旧資材の備蓄

(1) 現状及び課題

資材の備蓄は、費用と保管場所が必要となり、経済的負担を負うため、緊急水道資材 共同備蓄システムに加入しているが、災害の規模により備蓄量が十分とは言えないのが 現状である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (都市建設部) 復旧資材の備蓄を行う。

5 水道管路図等の整備

(1) 現状及び課題

水道施設・設備の施工後、速やかに図面等が補正できるよう体制の充実を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

水道管路図等の整備を行う。

第20節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道(汚水・雨水)、農業集落排水施設、浄化槽等(以下「下水道施設等」という。)は、 水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の 強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図る必要がある。

第2 主な取組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 5 下水道施設台帳の整備、拡充を図る。
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保
- (1) 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想 される。

この対策として過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、 都市下水路による整備も行う。

イ 【県が実施する計画】

流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への啓発活動、助言等を行うものとする。

- 2 雨水流出抑制施設整備
- (1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、 貯留浸透により雨水の流出量を抑制し、地下水かん養を図る必要がある。 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第20節 下水道施設災害予防計画

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

雨水浸透型の排水設備導入について、市民への啓発活動等を行う。

イ 【県が実施する計画】

排水設備の雨水浸透化に向けて、啓発活動、指導等を行うものとする。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】 (都市建設部)

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(都市建設部)

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。 下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等整備が不可欠である。

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第20節 下水道施設災害予防計画

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】 (都市建設部)

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等が実施できるように備える。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等は、市民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第21節 通信·放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える 影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

- 1 緊急時のための通信確保
- (1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能またはふくそうの発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、 災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮するものとする。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

市防災行政無線は、同報系が昭和62年、移動系が昭和59年に整備され、各集落に 屋外拡声受信装置(子局)167基が設置されており、市の公用車、地区コミュニティ センター等へ移動系を配置し、市民への情報伝達及び、情報収集に利用している。しか し、設置より25年以上が経過しているため、更新及びデジタル化を計画的に推進する 必要がある。

また、諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に備え、「臨時災害放送局の開設 及び運用に関する協定」を諏訪広域連合とエルシーブイ(株)で締結している。 加えて、インターネットを利用した「公共情報コモンズシステム」や携帯電話会社3 キャリアのサービスである「緊急速報メール(エリアメール等)」を運用している。

〔資料13〕市防災行政無線の設置状況

〔資料17-2〕臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(企画総務部)

- ア 国から時間的余裕のない事態の発生を知らせる緊急情報(緊急地震速報等)が発せられた 場合に備え、全国瞬時警報システム(J-ALAERT)を整備・運用し、同報系防災行政無線を 自動起動することにより市民へ直接伝達することができるよう、常時運用可能な状態に維持する。
- イ 市民への情報伝達手段として有効な同報系防災行政無線が、区内放送施設の屋内戸 別別受信機で受信できるよう、時限付きで整備に必要な費用の補助金を増額する。
- ウ 同報系防災行政無線の難聴地域については、フリーダイヤル「こうほうちの」、防 災メール配信及びビーナチャンネル等より難聴地域を解消していく。
- エ 防災行政無線が災害時に運用できるように、機器の保守管理を十分に行い、また、 耐震性の強化に努める。
- オ 移動系防災行政無線の運用について、多くの職員が取り扱えるように、通信訓練を 実施する。この場合、活動体制計画を考慮し、災害時に運用要員が不足しないよう、 各部署において複数の職員に対して訓練(教育)を行う。

訓練内容

- 平常業務における運用を積極的に進める。
- 多くの職員を対象に通話試験を実施する。
- 他の機関と連携した通信訓練を実施する。
- 総合通信訓練を年2回程度実施する。
- 通信用マニュアルを作成し関係部署へ配布する。
- カ 市防災行政無線のデジタル化による、地域防災系の防災行政無線の導入を計画的に 推進し、災害時における指定避難所及び緊急時の避難場所との通信手段を構築する。 また、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える無線施設の整 備を推進する。

3 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

県と市町村及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分 散化を図るものとする。 (危機管理部、総務部、建設部)
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行うものとする。 (危機管理部)
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進するものとする。

(危機管理部、建設部)

- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行うものとする。 (危機管理部、建設部)
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行うものとする。 (危機管理部、総務部、建設部)
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持するものとする。 (危機管理部、総務部、建設部)

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信施設等について耐水化構造化(防水扉設置等)を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部)

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するととも に、平常時より連携を強化する。

イ 【東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱が実施する計画】 通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、 応急復旧機材の配備、通信ふくそう対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に 向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものと する。

- (ア) 被災状況の早期把握
 - 市等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはグループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化の推進。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会(松本支局)

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を 円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所 や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放 送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れる よう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 放送施設、局舎の補強
 - 高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。
- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用 予備2台化等)
- (4) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。
- (エ) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ(株)テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見 直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

才 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常 災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。 また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・ スーパーは準

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第21節 通信・放送施設災害予防計画

備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた 放送施設の防災対策を実施している。

- (7) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ エルシーブイ(株)

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、 以下の措置をとっている。

- (ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド 自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。
- (イ) 線路設備 各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。
- (ウ) 非常災害訓練 非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック(ディスプレイ、プリンター)等の補強対策を行う。

また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。 また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、 連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ 【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段(VHF無線機等)を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (7) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

- (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (ウ) 演奏所電源系改修を実施
- (エ) STL非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

キ 【エルシーブイ㈱が実施する計画】

放送施設が被災した場合は、状況を把握し放送継続のための対応を含めた放送体制を確保し、 早急な復旧を図る。

- (ア)コミュニティFM対策
 - a 演奏所が被災した場合

予備機器等を使用し、放送の復旧を図る。完全に機能を失った場合は、使用可能な機器により、親局から直接放送を行う。

- b 親局、中継局ともに被災した場合
 - 状況を確認し、親局の復旧を優先し対応する。
- c 中継回線が被災した場合

本社と親局間については、無線による伝送を行い、放送を確保する。

- (イ)ケーブルテレビ対策
 - a 演奏所が被災した場合

中継車とヘッドエンドを直接結び、送出する。

- b ヘッドエンドが被災した場合
 - 予備機器等を使用し、放送の確保に努める。
- c 伝送路が被災した場合

状況を確認し、復旧作業を行う。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署および主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

ア 【警察本部が実施する計画】

- (ア) 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- (イ) 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第21節 通信・放送施設災害予防計画

- (ウ) 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- (エ) 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。 このため、架空から空中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(都市建設部)

道路管理者として、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第22節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、 綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的に実施し、保守・補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備 を図る
- 4 茅野駅及び青柳駅の乗降客の安全確保を図る。

第3 計画の内容

- 1 災害予防計画の整備
 - (1) 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

- (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】 (企画総務部) 地域防災計画の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

鉄道会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

- ウ 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】
- (ア) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

(イ) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を 定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第22節 鉄道施設災害予防計画

を図る。

(ウ) 関係機関との連携運転規制の基準 部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第23節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び市民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

- 1 被災者への情報提供体制
 - (1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び市民等から問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び市民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、市全部局)

- (ア) 被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン (インターネット)を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。
 - a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン (インターネット) の確保
 - b 窓口設置場所の確保
 - c 部局ごとの窓口対応職員の指定
 - d 外国人からの問合せにも対応できる体制
- (イ) 市防災行政無線、災害時広報誌、公共情報コモンズ等を活用し、正確で迅速な 情報提供が行えるよう、災害発生時用広報(同報系防災行政無線等)の案文を作 成しておく。
- (ウ) コミュニティ放送 (ビーナチャンネル)、有線テレビジョン放送等、地域に密着 した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (エ) 市のホームページ等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供できる体制を整備しておく。

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第23節 災害広報計画

(オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利 用方法等の周知に努める。

イ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市 及び県と体制の整備・確認を行うものとする。

ウ 【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要が ある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されてないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (4) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認を行っておく。
- (ウ) 独自協定及び諏訪広域協定を締結しているLCV(株)に対し、緊急放送を要請する。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水 害等に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域内等については、特に万全の対策が必要となる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取り組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に 法律 に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとと もに、 適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進 する。
- 3 県は、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれの ある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するものとする。

第3 計画の内容

- 1 地すべり対策
 - (1) 現状及び課題

八ケ岳一帯の山地は八ケ岳熔岩類で覆われ、柳川水系より北部は泥流、車山、八子ケ峰及び米沢の上部山地は霧ケ峰、諏訪湖周辺火山岩類に覆われている。永明寺山及び米沢の山地の一部は花崗岩類であり、柳川と宮川を挟んだ標高1,000メートルより下部は、火山灰に覆われ、西山一帯は中古生層、ちの地区の平坦地及び米沢の平坦地は沖積層である。

永明寺山・米沢山地の一部の花崗岩類は風化が激しいマサ土であり、水に弱く、露出している場所においては災害の起こる可能性がある。なお、県防災計画に掲載の地すべり危険箇所は6箇所、土砂崩壊危険箇所は14箇所である。

[資料66]地すべり危険箇所(県防災計画分]

[資料67] 土砂崩落危険箇所(県防災計画分]

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、都市建設部、産業経済部)

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生のするおそれのある箇所を調査し、必要に応じて地すべり防止 区域の指定を行う。 (建設部、林務部、農政部)
- (イ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (ウ) 地すべり防止工事を要する箇所について積極的に対策事業を実施する。

(建設部、林務部、農政部)

(エ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能 回復を行う。 (建設部、林務部、農政部)

ウ 【市民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

2 山地災害危険対策

(1) 現状及び課題

当市の山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険区域は、資料のとおりである。 山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害地域は市調査分27箇所、県防災計画掲載分54箇所あり、そのほか民有林道における災害発生危険箇所5箇所がある。

〔資料68〕山地災害危険地(県防災計画分〕

[資料69] 山地に起因する災害危険箇所(市調査分]

〔資料70〕民有林道における災害発生危険箇所(県防災計画分〕

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (産業経済部)

県と連携し、危険地域の周知を図り、関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検 し、警戒避難体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】 (林務部)

山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施しており、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意している。平成19年度には、 大幅な見直し調査を実施した。さらに市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら随時調 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第24節 土砂災害等の災害予防計画

査点検し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていくも のとする。

3 土石流対策

(1) 現況及び課題

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地のため河川が急峻で、災害や集中豪雨により土石流が発生し中小河川の氾濫が予想される。また、糸魚川一静岡構造線が走っており大地震が発生した場合かなりの災害が予想される。

なお、市調査分26渓流、県防災計画掲載分118渓流がある。

〔資料71〕土石流危険渓流(県防災計画分)

〔資料72〕土石流警戒河川(市調査分)

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、都市建設部、産業経済部)

(ア) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のお それのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民 に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他 必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を市民に周知する。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

- (ア) 土石流の発生するおそれのある渓流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を 促進するものとする。
- (イ) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村に提供するものとする。
- (ウ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施するものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常 事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにする。

エ 【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに指定緊急避難場所の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にと どめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化す 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第24節 土砂災害等の災害予防計画

る必要がある。

[資料73] 急傾斜地崩壊危険箇所(県防災計画分)

〔資料74〕急傾斜地危険箇所(市調査分)

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、都市建設部、産業経済部)

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (4) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難勧告又は指示を 行えるような基準及び伝達方法について避難計画を確立する。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経 路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すものなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不適当と認められるもについて、防止対策事業の推進を図る。 (建設部)
- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村に提供するとともに、住民等に危険が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (ウ) 土砂災害危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強、改修工事を実施 する。(農政部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非 常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ 【市民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに指定緊急避難場所の確認をし

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第24節 土砂災害等の災害予防計画

ておくものとする。

5 泥流対策

本市は、火山性の地層がかなり広く分布しており、泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防ダム等の設置をはじめ被災を最小限にとどめるため、警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

〔資料75〕砂防指定地(県防災計画分)

(1) 現状と課題

本市は、横岳をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤地域(火山地域)が分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

危険区域等について市民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに監視システム及び警戒避 難体制を整備する。

ウ 【市民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに指定緊急避難場所を確認するものとする。

6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地 している要配慮者利用施設がある。これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ 総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(企画総務部、健康福祉部)

防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。(建設部)
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者 利用施設及び市町村へ調査結果を通知するものとする。

(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努めるものとする。 (危機管理部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努めるものとする。 (建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進するものとする。 (農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供するものとする。 (農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所 について、治山事業を推進するものとする。 (林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等 (林務部)
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載について助言をするものとする。
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する 情報の提供を行うものとする。
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施 設等の状況を把握し、施設管理者等に通知するものとする。 (林務部)

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状と課題

本市の土砂災害警戒区域は、平成25年1月31日現在で420箇所の区域が土砂災害警戒区域 に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は375箇所あり、区 域内に住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】(企画総務部、都市建設部)
 - (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び 相談窓口の確保
 - (4) 土砂災害警戒区域については、以下の処置をとる。
 - a 区域ごとの情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災 ガイドブックを作成し、それらを市民に周知する。
 - b 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒 避難が行われるように土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部、農政部、林務部、建設部)

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び 相談窓口の確保

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第24節 土砂災害等の災害予防計画

(イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について市町村へ助言する。

第25節 防災都市計画

第1 基本方針

人口の増加や住宅の密集化等、都市化の進展に伴い災害の危険性は増大している。

災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を 推進し、安心して住める都市づくりを進める。

そのため、都市防災に対する総合的な対策の推進、土地区画整理事業の推進、都市計画道路の整備、公園・緑地の整備及び保全に関する総合的な防災対策を図る必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 市街地における火災を予防するため、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間(オープンスペース)の整備を一層推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備及び都市計画道路等の線的整備を積極的に推進 することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。
- 4 災害危険度判定調査の定期的な実施と公表
- 5 地区別防災まちづくり計画策定の支援

第3 計画の内容

- 1 建築物の不燃化の促進
- (1) 現状及び課題

市街地には建築物が密集しており、地震に伴う火災被害の発生及び延焼拡大のおそれが大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等を指定できることとされている。この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域・準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、 防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要が ある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】(都市建設部)
 - (ア) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地に おいて、 防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし不燃化 を図るものとする。 (イ) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図るものとする。

- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画を策定する。
- (エ) 防災都市を配慮した都市計画マスタープランの策定をする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行っていく。
- (イ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、 身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘ リポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、 このため、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から、街路、 公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- ア 地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりのレベルに 応じた都市施設の整備を一層促進する必要がある。
- イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応 急施設を備えた防災拠点施設の整備
- ウ 高齢者等の災害時要支援者に対する安全性確保
- エ 街路整備における、幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した交 通ネットワークの形成

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 「都市マスタープラン」等の策定にあたり、都市防災対策に効果的な公園緑地、防 災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (イ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な 街路整備に努める。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画を策定する。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

(ア) 広域的見地から、災害時における避難地の確保は重要であることから、防災機能を有する

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第25節 防災都市計画

公園の整備に努める。

- (イ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

3 市街地開発による都市整備

(1) 現状及び課題

市内には、道路、公園等の公共施設整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地が存在している。

先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などによる面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (都市建設部)

- (ア) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現させるため、市街地開発事業を積極的に推進する。
- (イ) 計画的に市街地整備及び住環境整備を図るため、地域住民に対し積極的に啓発活動、 指導等を行う。

イ 【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。このため、事業の推進に向けて市町村へ啓発活動、指導等を行っていく。
- (4) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

4 災害危険度判定調査の定期的な実施

(1) 現状及び課題

災害危険度判定調査の結果、本市の市街地は、旧市街地を中心として、木造住宅の密集する地域があり、こうした地区内における木造住宅は、新耐震基準施行以前のものが多く、災害時においては、倒壊・炎上の可能性が高いことがわかっている。こうした調査は定期的に行い、公表していくことで、市民に浸透していき、防災啓発につながるとともに、改善度が具体的な実績として記録されることで将来的な事業へ生かすことができる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(都市建設部)

定期的に災害危険度判定調査を実施、公表する。

5 地区別防災まちづくり計画策定の支援

(1) 現状及び課題

市街地の位置、防災上の特性、都市施設の配置、震災被害の発生状況等、地区によって条件が異なるため、必要とされる対応策も異なってくることから、茅野都市計画で位置付けた地区レベルの対応として市民による地区別防災まちづくり計画の策定を支援する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (都市建設部)

市民による地区別防災まちづくり計画の策定を、各種情報を提供するなどして支援する。

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

また、市内には多数の指定文化財が分布している中で、これらの文化財の強風または出水等の対策と安全性の確保についても併せて推進する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

- 1 建築物の風害対策
 - (1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、 構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】 (都市建設部)

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (4) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

イ【建築物の所有者が実施する計画】

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の 浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により災害が発生するおそれのある区域について必要があれば建築等の制限を行うため、長野県建築基準法施行条例による区域指定に努める。
- (イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

イ 【県が実施する計画】

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第26節 建築物災害予防計画

- (ア) 建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。
- (4) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

ウ 【建築物の所有者が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を 講ずる。

2 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は茅野市文化財保護条例等により、その重要なものを指定し 保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承して いくことが必要である。

また、建築物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】 (教育委員会)

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項 を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。

イ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急活動等に妨げにならないよう、風水害 に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備
- (1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・ 橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態に なると予想される。この対策として各道路管理者は道路・道路施設及び橋梁につい災害 に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、産業経済部)

- (ア) 道路及び橋梁災害予防
 - a 市街地中心の避難場所と主要な都市施設とを有機的に連絡させる道路整備に努める。
 - b 既存の幹線道路及び生活道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、次の予防策を進める。
 - 道路改良
 - 道路法面保護
 - ・ 橋梁取り付け部強化による落橋防止対策
- (イ) 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として使用されることから、法面 崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立化を避け るようにする。

(ウ) 林道及び橋梁災害予防計画

林道は山間部等の幹線度道路等の補完として使用されることから、法面崩落対策、地すべりの対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(工) 道路付帯施設災害予防

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第27節 道路及び橋梁災害予防計画

道路付帯施設は、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の整備を積極的に進める。

イ 【県が実施する計画】

落石等の危険箇所点検(平成8・9年道路防災総点検)に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。 (建設部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進める。 (地方整備局)
- (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行う。(地方整備局)
- (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。

(地方整備局)

- (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に 努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する。 (地方整備局)
- (オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、 跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を構成させる。 また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについて は、緊急をするものから逐次整備を進める。 (地方整備局)
- (カ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、長野県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

中日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。 (中日本高速道路㈱)

(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。 (中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として被災後の応急及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会の業務協定を締結に基づき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(企画総務部)

- (ア) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。
- (4) 応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果 的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。

(危機管理部)

- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。 (全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。 (建設部)

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより関係機関との協力 体制を整備するとともに、市との協定等に協力する。
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び橋梁に風水害の危険性が予測される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現況及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象情報、道路情報等を迅速に収集し、 道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検・維持管理を行い安全の確保に努める。

〔資料78〕河川の状況

第2 主な取り組み

- 1 過去の災害の実績,現況の流下能力,災害時の社会的影響などを勘案し優先度の高い箇 所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

- 1 河川施設災害予防
- (1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水 防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講 じている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

- (ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努めるものとする。
- (4) ダム・堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて 維持的な対策を講ずるものとする。
- (ウ) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供するものとする。
- ウ 【関係機関が実施する計画】 (地方整備局)

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(企画総務部、健康福祉部)

- (ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法(FAX、メール、電話等)を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (イ) 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した 連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

- (ア) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。
- (イ) 市町村に洪水予報等の伝達を行う。
- ウ 【浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】
- (ア) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速 な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確 立を図るものとする。
- (4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画 に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

茅野市のため池は、白樺湖、蓼科湖等17箇所あるがそのほとんどは、戦中、戦後の増産体制にならって築造されており、資材は不足し現在のような建設機械の発達していない時期に人力により築造された為、老朽が甚だしいものもある。風水害等によりこれらが決壊した場合、被害は、農業関係のみならず、人家、公共施設等に甚大な被害を与え、人命をも奪う恐れがある。従って緊急度の高いものから順次改修補強し被害を未然に防止する。

〔資料79〕ため池台帳

第2 主な取組み

- 1 ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について現状把握を行う。
- 2 緊急度の高いものから改修補強工事をする。

第3 計画の内容

- 1 ため池災害予防計画
- (1) 現状及び課題

ため池の中で老朽化の甚だしいものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をは じめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次、 改修、補強工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (産業経済部)

- (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。
- (イ) 緊急度の高いものから、順次、補強改修工事を行う。
- (ウ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (エ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。

イ 【県が実施する計画】 (農政部)

- (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。
- (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。
- (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、 直ちに市に緊急連絡ができるようにする。
- (4) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市に結果を報告する。
- (ウ) 余水はけ口に堆積する浮遊物、ゴミ等を除去する。

第30節 農林水産災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒状による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等の被害が予想される。

そこで、被害を最小限にするため予防技術対策の普及に努め、災害に強い森林整備等を推 進する。

また、複雑な地勢と気象条件のもとにある農林業は、凍霜害及び病害虫害等の被害も予想され、この被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針により予防技術対策を、諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農 業協同組合等と連携し、農業者等に周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、 良好な森林の整備を実施する。
- 3 凍霜害及び病害虫害等の予防対策を、諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組 合等と連携し、農業者等に周知徹底を図る。

第3 計画の内容

- 1 農水産物災害予防計画
- (1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、予防技術の周知が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (産業経済部)

諏訪農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を 図る。

災害発生のおそれのある場合は、県農政部、諏訪地方事務所、諏訪農業改良普及 センターに連絡をし指導の徹底を図る。

イ 【県が実施する計画】(農政部)

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、 市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。
- (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策
 - a 水稲
 - (a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
 - (b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。
 - b 果樹
 - (a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第30節 農林水産災害予防計画

- (b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- (c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
- c 野菜及び花き
- (a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
- (b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を 設置し、冠水防止に努める。
- (c) 風速30m/秒の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- (d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

県、市等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

エ 【市民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (産業経済部)

- (ア) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (イ) 県と連携をとって安全パトロールを実施する。

イ 【県が実施する計画】(林務部)

- (ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な 森林 整備を図る。
- (4) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。
- (ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施行を実施する。
- (ウ) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パ

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第30節 農林水産災害予防計画 トロールを実施する。

エ 【市民が実施する計画】

- (ア) 市森林整備計画に基づく、森林整備に協力する。
- (イ) 施設の補強等対策の実施する。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 2 危険物等に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 構造物に係る二次災害防止対策
- (1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが 構造上、 土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく とともに、被害箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (産業経済部)

- (ア) 林道については、土砂崩落危険個所の改良、危険を周知させるための標識の設置を行う。
- (イ) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検 作業が速やかに実施できる体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 林道については、土砂崩落危険個所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市町村を支援する。(林務部)
- (イ) 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、 施設の 点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。 (林 務部)
- (ウ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施でき

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第31節 二次災害の予防計画

るようあらかじめ体制を整備しておく。 (建設部)

2 危険物施設等に関わる二次災害予防計画

(1) 現状及び課題

「危険物関係」

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる 二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

「高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流失防止措置の徹底など、災害対策 の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が 適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物 危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必 要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

- ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(企画総務部)
- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に 対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の推進等の指導

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部)

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安院等に対する保 安教育の実施
- (4) 立ち入り検査の実施指導の強化についての市町村に対する指導

ウ 【関係機関(危険物取扱事業所)が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等 への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進

[火薬関係]

ア 【県が実施する計画】 (商工労働部)

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (4) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (4) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

[高圧ガス関係]

ア 【県が実施する計画】(商工労働部)

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ 【高圧ガス製造事業者が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (4) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の転倒防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第31節 二次災害の予防計画

「液化石油ガス関係〕

ア 【県が実施する計画】 (商工労働部)

液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立 ち入り検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ 【液化石油ガス販売事業者が実施する計画】

- (ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について 転倒防止措置を徹底するものとする。
- (4) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておくものとする。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】 (衛生部)

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収材等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理材の整備、充実

イ 【関係機関が実施する計画】 (毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

- (7) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因になったり、 下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、産業経済部)

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。(林務部)
- (4) 土石流対策にあわせ、スリット型堰堤などにより、流木対策を推進する。(建設部)

- 4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策
- (1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地滑り及び渓流における土石 流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇 所(土砂災害危険箇所)を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を 整備しておく必要がある。

- (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】 (産業経済部、企画総務部)
 - (ア) 情報収集体制の整備
 - (イ) 警戒避難体制の整備
 - イ 【県が実施する計画】 (建設部)
 - (ア) 土砂災害危険箇所の把握
 - (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動を取ることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験 から学ぶことは、困難である。

そこで、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に務める。

第2 主な取組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

- 1 市民等に対する防災知識の普及活動
- (1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた 災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、 防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、市全部局)

- (ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
 - a 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品

(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等) の準備

- b 飼い主による家庭動物の動向避難や避難所での飼養についての準備等の家庭で の予防・安全対策
- c 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- d 「自分の命は自分が守る」という「自助」の防災意識
- e 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う 「共助」 の防災意識
- f 災害時にとるべき行動に関する知識
- g 正確な情報入手の方法
- h 要配慮者に対する配慮
- i 男女のニーズの違いに対する配慮
- j 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- k 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
- 1 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否 確認手段について
- m 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- n 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- o 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を 作成配布し、徹底した情報提供を行う。
 - a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市 民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 浸水想定区域内の地下街等
 - (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等 へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区防災カルテの作成を推進する。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (オ) 教育機関、民間団体等との機密な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (カ) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第32節 防災知識普及計画

する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災 情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応とい った観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等に参画す る。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ 【市民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防 災会議を定期的に開き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、市民を対象 に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、 駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に 重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第32節 防災知識普及計画

行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (市全部局)

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、 避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等 防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、 防災に関する研修、講演会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、そ の管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園(以下この節において「学校等」という) において、幼児及び児童生徒(以下この節では「児童生徒等」という)が正しい防災知識 を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (教育委員会)

- (ア) 学校等においては、大規模な災害にも対処出来るように、消防署、その他関係機関 と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (4) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、 地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第32節 防災知識普及計画

- e 要配慮者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の 高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。 そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図って いく。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(市全部局)

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題
- カ 災害時の職員行動マニュアルの作成及び配布

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (企画総務部)

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

イ 【市民が実施する計画】

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが 必要であるが、災害発生時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

また、災害時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との 協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

- 1 防災訓練の種別及び実施時期
- (1) 現状および課題

現在、防災週間(8月30日~9月5日)に併せて総合防災訓練を実施し、この訓練日を「茅野市防災の日」と位置づけ、防災意識の高揚を図っています。

さらに今後は、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要があります。

(2) 実施計画

ア 総合防災訓練

市は、県、各防災関係機関、市民、企業、その他関係団体の参加・協力を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な災害を想定した総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施期間

毎年9月1日 (防災の日) 前後に実施する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、防災拠点施設となる運動公園及び市内中学校を中心に全市的に実施する。

(ウ) 実施方法

毎年作成する「市総合防災訓練実施要綱」に基づき実施する。

イ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

(ア) 水防訓練

市及び水防管理者は、水防団等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて 独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人 命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、市 防災行政無線、消防無線及び水道用業務無線等により、あらかじめ作成された 想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を 行う。

(オ) 避難訓練

市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避 難準備情報の迅速化及び円滑化を図るため、地域住民の協力を得て、災害のお それのある地域間の住民及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的とし て避難訓練を実施する。

(カ) 非常招集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び 円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

警察は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に 実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第33節 防災訓練計画

災訓練を実施する。

(コ) 複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)を 想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

ウ 訓練参加等

- (ア) 市民、自主防災組織及び企業等は、独自に、又は共同して各種訓練を実施する とともに、市、県等が実施する各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものと する。
- (4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、 洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動 等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状および課題

訓練実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考とするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

【市及び訓練実施機関において実施する計画】 (企画総務部、市全部局)

ア 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果を得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果をもつ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係 する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。
- c 避難行動要支援者避難個別支援計画(おたがいさマップ)による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後に評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、 必要に応じて改善を行う。

第34節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応
- (1) 【市が実施する計画】
- 7 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

イ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

(2) 【県が実施する計画】(建設部、環境部)

- 7 県内市町村及び他都道府県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地 の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。
- イ 災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状および課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(市全部局)

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講じる。

イ 【県が実施する計画】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第34節 災害復旧・復興への備え するよう努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備 しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用資材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(産業経済部)

諏訪森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ 【県が実施する計画】(林務部)

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材 供給体制の整備を 図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(市民環境部)

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本計画

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織を担う人材の募集・育成
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 自主防災組織リーダーの育成

地域防災力の維持・向上のためには、地域防災を担う人材の募集・育成が不可欠となる。

また、自主防災組織の活動を担う人材とりわけリーダーは、複数年かけて自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や要配慮者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要がある。また、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められることから、リーダーの育成は非常に重要となる。

○ リーダーの要件

- ・ 防災に関心が高い (災害対策の経験があればなお良い)
- ・ 行動力がある
- ・ 地域において人望が厚い
- 自己中心的でなく、地域住民全体のために考えられる
- ・ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる

(災害発生直後の混乱した状況での要件)

- ・ 非常時の現場の状況をとりしきる力がある
- ・ 他人に声をかけ、活動に参加させる力がある
- ・ 消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある

2 日常における自主防災組織の活動

日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うものとする。そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すものとする。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性に基づき、 防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのよ うに組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むものとする。

(1) 防災知識の広報・啓発

a 地域ぐるみでの防災意識の育成

地域住民が防災に関する知識を習得できるよう、次のような普及・啓発に取組むこととする。

- (a) あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- (b) 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- (c) 防災講演会や研修への参加。
- (d) 地域防災計画等の内容を十分理解するため、市から説明を受け、協議する機会を設ける。
- (e) 災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- (f) 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成。
- (g) 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布。

b 家庭内の安全対策

阪神・淡路大震災では亡くなった方(神戸市内)の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした 方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また発災直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食糧や 飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことからも、各家庭における普段からの備え は非常に重要となるため、次のような具体的な安全対策に取り組むものとする。

- (a) 耐震診断等の建物の安全策
- (b) 家具等の転倒・落下防止
- (c) 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- (d) 住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策

(2) 地域の災害危険の把握

地域の災害危険箇所を把握し、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されるため、次のような視点から取り組むこととする。

- a 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の事態把握 を行う。
- b 地域の実態に即した消防活動、要配慮者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
- c 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、 小川等の活用も検討しておく。
- d 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- e 市が作成した「ハザードマップ」(防災ガイドブック)を活用し、災害に応じた危険箇所を把握して おく。

(3) 防災訓練

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の防災計画に基づき実施し、次のような点に留意することとする。

- a 正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受ける。
- b 訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- c 地域内の事業所等の自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- d 特定の災害だけでなく、地域の実状に即した訓練内容とする。
- e 要配慮者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- f 市や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- g 短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。
- h 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- i 訓練にあたっては、事故防止に努める。
- j 訓練の実施を市などに届け出ることとなっている場合は、忘れずに届け出る。

(4) 家庭の安全点検

普段からの点検整備は自主的に各家庭において行うべきであるが、自主防災組織としては「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨することとします。火災による被害から命を守るため、住宅用火災警報器の設置についての指導を実施することとします。

また、建物等の点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市に対して協力を求めることとします。主に次のような対策を講じておくこととします。

- a 火気使用設備器具等の点検
- b 危険物品等の点検
- c 木造建物の点検
- d 家具等の転倒・落下防止の点検

(5) 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努めることとする。

また、自主防災組織としては、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意することとする。

- a 各家庭に、消火器(地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等)、汲置の水バケツ、 消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- b 応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局等に対して、災害時には医薬品の提供が 得られるよう協議しておく。
- c 救急救命用資機材として、AED(自動体外式除細動器)の設置箇所等を把握しておく。
- d 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。
- e 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよ

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

い維持管理への工夫も必要である。

(6) 要配慮者対策

a 避難行動要支援者名簿

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、次の事項が定められました。

- (a) 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- (b) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、民生委員や自主防災組織等の避難 支援等関係者に情報提供すること
- (c) 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報 を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- (d) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置を講ずること

b 要配慮者への支援方法の整理

災害時に「誰が、誰を、どのように避難支援するか」、つまり避難支援等関係者、指定緊急避難場所 及び指定避難所、避難のタイミング、指定避難所までのルート・交通手段などを整理することとし、要 配慮者への情報伝達手段についても整理しておくこととする。

また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することとし、要配慮者に関する情報は、実際に災害が起きた場合に、実効性が確保できるよう、個別に対応手段を取りまとめるほか、各団体の持つ身近な情報を含め、地域で重層的に対応できる体制を整えておくこととする。

c 災害時の外国人支援など

自主防災組織においても、地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行うこととし、同様に妊産婦 や幼児・乳児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広 く考慮しながら活動することとする。

3 地震災害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

災害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビによるものが最も有効ですが、地域の情報を網羅的 に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして、自主防災組織の果たす役割は極めて 大きくなります。

自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市や消防機関等から伝達すべき情報を流し、また、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市や消防機関等に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておくこととし、自主防災組織は、防

災計画により、情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を明確にすることとします。

なお、最近はパソコンや携帯電話などによる情報のやり取りが盛んになっていますが、災害時には電気、電話やインターネット回線が不通になる可能性も考慮し、他の手段等を確保することとします。 伝達すべき災害情報については、次のようなものが考えられます。

○被害の状況(火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況)、電気・ガス・水道、 電話等の復旧見通し、避難の勧告または指示、救護活動の状況、給食・給水、生活必需品の配給、衛生 上の注意等。

(2) 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止に努めるとともに、万一出火した場合には、自 主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行うこととします。

消火班の活動は、第1段階として街頭設置又は課程設置の消火器等を使用して消火にあたります。これを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第2段階として、可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとします。

消火班の活動基準の一例は次のとおりです。

- ○地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、 速やかにポンプの格納庫に参集する。
- ○組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- ○放水は原則として屋外で行う。
- ○火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- ○消防機関が到着したら、その指示に従う。

(3) 救出·救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援を実施することとします。

救出・救護活動に関して、次のような点に十分配慮することとします。

- a 救出活動
- ○大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- ○状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。
- ○倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に災害が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動 にあたる。
- ○避難行動要支援者名簿や支え合いマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。
- b 救護活動
- ○地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の 応急救護所を指定避難所に設けることについて、市や消防機関等と十分協議しておくことが望ましい。 なお、重傷者が出た場合は、直ちにこれらの医療機関または応急救護所へ搬送する。

(4) 避難

災害時における避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、a 避難誘導、b 指定避難所の開

設・運営等の大きく2つに分けられます。

a 避難誘導

市の指定避難所に至るまでの指定緊急避難場所については、市や消防機関等と協議して、あらかじめ 組織の防災計画において定めておくこととする。

指定緊急避難場所は次のような条件を満たすこととする。

- ○がけ崩れ等による災害の危険のない場所であること。
- ○子ども、高齢者、障害者にとっても避難が容易な場所であること。
- ○救護活動に適した広さの場所であること。
- ○住民によく知られた場所であること。
- ○消火用資機材及び救出・救護用資機材等を備え、自主防災組織の応急防災活動の拠点となること。

b 指定避難所の開設・運営等

指定避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものであるため、災害発生後に指定避難所を開設する際は、市が指定した施設の安全確認がされた後、指定緊急避難場所から避難者を収容し支援を行うこととなる。

指定避難所の機能・役割には、次のようなものがあるので、自主防災組織として、各班で必要に応じた対応を行うこととする。

分野・項目		指定避難所の機能	考慮すべき事項
安	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避	
全		難者の生命・身体の安全を守る。	
	食糧・生活	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供す	必要な物資等が均等にいきわたるよう配
牛	物資の提供	る。	慮する。
活		家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊
等	生活場所の提供	自宅での生活が困難になった避難者に対し、	事、洗濯等のための設備のほか、プライバ
等		一定期間にわたって、生活の場を提供する。	シーへの配慮等が必要となる。
保	http://www.nb/II	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要と
健、	健康の確保	等の保健医療サービスを提供する。	なる。
医療、衛生	トイレ等の衛生的な 環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、 風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛 生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必 要がある。
情		避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情	
報、	情報の提供・交換 ・収集	報等を提供するとともに、避難者同士が安否	時間の経過とともに必要とされる情報の
コ		の確認や情報交換を行う。	内容は変化することに留意する必要があ
171		避難者の安否や被災状況要望等に関する情報	る。
ュ		を収集し行政等外部へ発信する。	
1	コミュニティの	避難している近隣の住民同士が、互いに励ま	コミュニティの維持・形成は、避難の長期
テ	維持・形成	し合い、助け合いながら生活することができ	化とともに重要性が高まるため、避難所の

イ	るよう従前のコミュニティを維持したり、新	ルールや良好な関係を維持できるよう調
	たに避難者同士のコミュニティを形成する。	整に努める。

(5) 給食·給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足するため、自主 防災組織としては、指定避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を 行うほか、炊き出しを行うこととする。この際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さな いよう心がける。

また、住民への給水・給食にあたっては、要配慮者や自宅で避難生活を送っていても、料理ができずに食事を求めて指定避難所に来る人、帰宅困難者となった地域外の人等がいることを認識し、柔軟で的確な対応をとることとする。次の点にも留意することとする。

- ○自分で水や食事をとりにくることができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人 への配慮。
- ○高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれ の人に合わせた食べ方を考える。

4 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間がある。そのため、被害が及ぶ危険を避けるには、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能となるので、自主防災組織としては、次のような活動を行うこととする。

	EC (4 G) V/C, FILED/C/MMRC C C (4, T) V/O A / (4 H B) C H / C C C / G)				
	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割			
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意 し、避難準備情報や避難勧告・指示に備 えて行動する。 また、地域の災害状況(水位、土砂災害 の前兆現象)に注意する。	※早期の情報伝達・事前行動が必要 ※土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自 主避難するとともに、市に通報する。 ○住民への避難の呼びかけ ○土のう積み等、被害を抑える行動 ○要配慮者の避難支援			
	災 害 発 生				
災		※被害を抑えるための行動と指定避難所運営			
害	早期に避難を完了し、指定避難所等での	○水防活動			
発	安否確認等を実施する時期である。	○安否や被害についての情報収集			
生	また、状況に応じて、水防活動、救出・	○救出活動			
直	救護を実施する。	○負傷者の手当・搬送			
後		○指定避難所運営			

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損出も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主 防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活 動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

- (1) 【市及び県が実施する計画】(企画総務部、産業経済部)
 - (ア) 企業の事業継続計画(BCP)の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、 企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度 なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
 - (4) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
 - (ウ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、 防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域 貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための 事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるものとする。
- (4) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、

風水害対策編 第2章 災害予防計画 第36節 企業防災に関する計画

予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足の対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM) の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上へ の貢献に努めるものとする。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対 策に努めるものとする。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、きめ細やかな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、茅野市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター、日本 赤十字長野県支部茅野市地区会等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の機能の充実を 図る。
- 4 災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

- 1 災害救援ボランティアの事前登録
- (1) 現状と課題

災害時おいて必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国人市 民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時 に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められ るところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (健康福祉部)

市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等が行うボランティア の事前登録の推進について、市民に対する普及啓発を図る等その支援に努める。

イ 【市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等ボランティア関係団 体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前 登録の推進を図るものとする。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、本市内には赤十字奉仕団等様々なボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を 行い総合的、効果的な活動が行えるように、団体間の連携を図っていくことが必要であ る。

(2) 実施計画

【市社会福祉協議会が実施する計画】

ボランティア団体相互の連携を深めるために連絡協議会の設置を進めているが、市と 連携し、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

4 災害ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状と課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担う災害ボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

市、市社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本市におけるボランティアコーディネーターの養成、資質向上に努めるものとする。

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金 及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

1 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

- 1 県災害救助基金の積立
- (1) 現状及び課題

災害救助法第22条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部)

ア 災害救助基金の積立額

災害救助法第23条の規定により、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額を各年度の最少額として積み立てる。

イ 災害救助基金の運用方法

- (ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- (4) 国債証券、地方債証券、勧業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- (ウ) 救助に必要な給与品の事前購入
- ウ 災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

2 財政調整基金の積立

(1) 現状及び課題

県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

また、市においても同様に、財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

イ 【県が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生 している。

既に国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、風水害に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

- 1 実施計画
- ア 【市が実施する計画】(企画総務部、産業経済部、都市建設部)
 - (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
 - (2) 国、県また民間等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。 (危機管理部)
- (4) 長野地方気象台等から気象等に関するデータの提供を受け、整理・分析を行う。 (危機管理部)
- (ウ) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を 行い、防災計画の基礎資料を作成する。 (林務部)
- (エ) 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を 行う。 (建設部)
- (オ) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを 収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。 (林務部、建設部)
- (カ) 古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市、 県への提供について協力する。
- (イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第40節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など 災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
 - (1) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】
 - (ア) 観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体の連絡体制を整備する (産業経済部、企画総務部)
 - (イ) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客の 避難体制を整備する。(産業経済部、企画総務部)
 - (ウ) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。(企画総務部)
- 2 外国人旅行者の安全確保
 - (1) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】
 - (ア) 観光地での観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。(産業経済部)
 - (イ) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言化 を促進する。
 - (ウ) 関係機関、関係団体と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
 - イ 【県が実施する計画】
 - (ア) 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど災害時の活用体制を整備する。(観光部)
 - ウ 【関係者が実施する計画】
 - (ア) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国版の防災パンフレットを作製するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
 - (4) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難所や避 難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整 備を図る。

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 基本方針

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を策定するものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案による地区防災計画の作成を推進し、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められるものである。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受けた場合は、これを必要と認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めることとする。

イ 【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、 当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。